

議第136号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(管理義務等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者、管理者又は屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該屋外広告物又は掲出物件に関し、補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

第13条第2項中「表示者等は、」を削り、「よる」の右に「許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者（以下「表示者等」という。）は、当該」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(点検義務)

第13条の2 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者、管理者又は屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該屋外広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、別に定める屋外広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する屋外広告物又は掲出物件（別に定めるも

のを除く。) について前項の規定による点検を行う場合には、別に定める資格を有する者がこれを行わなければならない。

- (1) 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要するもの
- (2) 地上から屋外広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものであって、その表示又は設置後9年を経過したもの（前号に該当するものを除く。）

3 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する屋外広告物又は掲出物件のうち、第9条第5項の規定による更新の許可を受けなければならない、かつ、第10条第1項第3号の規定により当該許可の申請書に記載する期間中に当該屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した日から9年を経過するものについては、当該許可の申請に際し、前項の別に定める資格を有する者が、第1項の点検を行わなければならない。

第26条前段中「第23条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者」を「屋外広告物等特別規制地区内に存する屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者又は当該屋外広告物若しくは掲出物件の管理をする者、所有者若しくは占有者」に改め、同条後段中「第13条第1項から第3項までの規定」を「第13条」に改め、「第23条第1項又は第3項」との右に「、第13条の2中「第9条第5項」とあるのは「第23条第3項」と」を加える。

第34条の6前段中「第34条の3第1項、第2項又は第4項の規定による許可を受けた者」を「車両等に存する屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者又は当該屋外広告物若しくは掲出物件の管理をする者、所有者若しくは占有者」に改め、同条後段中「第13条第1項から第3項までの規定」を「第13条」に改め、「第4項」との右に「、第13条の2中「第9条第5項」とあるのは「第34条の3第4項」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市屋外広告物等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の2第2項（同項第1号に規定するものを除く。）及び第3項（これらの規定を改正後の条例第26条及び第34条の6において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の際現に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は適用しない。この場合において、屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者、管理者又は屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該屋外広告物又は掲出物件について、改正後の条例第13条の2第2項に規定する別に定める資格を有する者に点検を行わせるよう努めなければならない。

提案理由

屋外広告物及び掲出物件の安全対策の更なる充実を図るため、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に許可が不要なものについても管理を行わせる等の必要があるので提案する。